

➤ 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり

男女が仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じて多様な選択ができるよう仕事と生活を調和させることは、人口減少と少子高齢化の同時進行、グローバル化の進展により、社会経済情勢が急速に変化する中で、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するために重要な課題です。

働き続けたい女性が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方改革等の推進による仕事と生活の調和を図ると共に、家庭での役割を男女が共に担う意識の向上を図ります。

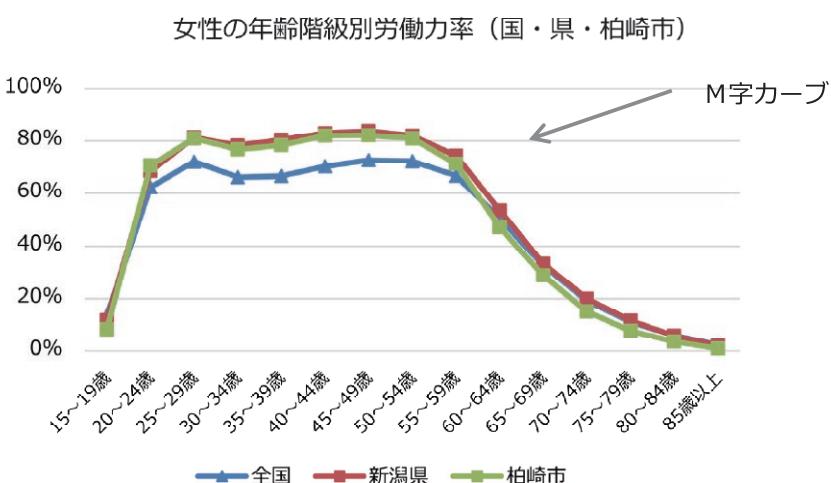
重点目標

4 働く場での男女平等の推進

- (7) 雇用や就労環境における男女平等の推進
- (8) 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進
- (9) 就職・再就職の支援

5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (10) 男性の育児・介護休業の取得の促進
- (11) 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築
- (12) 家庭生活における男女共同参画の意識づくり
- (13) 子育て・介護支援体制の整備・充実



※M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したときに、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。

H27(2015) 国勢調査で見る労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

《柏崎市女性活躍推進計画》

本計画の「基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり」に関する施策は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市の基本計画（女性活躍推進計画）」と位置づけています。

女性活躍推進計画策定の趣旨

少子高齢化の進展、社会経済の低迷、非正規雇用者の増加による格差社会の拡大など、社会情勢が大きく変化している中で、女性と男性が互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現が求められています。

特に我が国では、急激な人口減少局面を迎える、将来の労働力不足が懸念されており、多様な人材の確保・育成が急務となっています。

これらの課題を克服するため、国では、女性の力が「我が国最大の潜在能力」であるとして、女性が職業生活において、その希望に応じて個性と能力が十分に発揮できる社会を実現させるため、平成28年（2016年）4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

この法律は、男女共同参画基本計画の理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、より豊かで活力ある社会の実現を目的としています。

これらを受けて本市においても、仕事と家庭生活の両立や女性のキャリア形成への支援を行うとともに、柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の最重点目標である「若者と女性が誇りと愛着を持って暮らす」ことが実現できるまちづくりを進めるため、本計画を策定します。



重点目標4 働く場での男女平等の推進

●現状と課題

労働基準法では、性別により賃金を差別してはならないと規定しています。また、令和2年（2020年）に改正された労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）では、パワハラ^{*}、セクハラ^{*}及びマタハラ^{*}の防止措置を義務付けているほか、採用や昇進等において性別による差別を禁止しています。

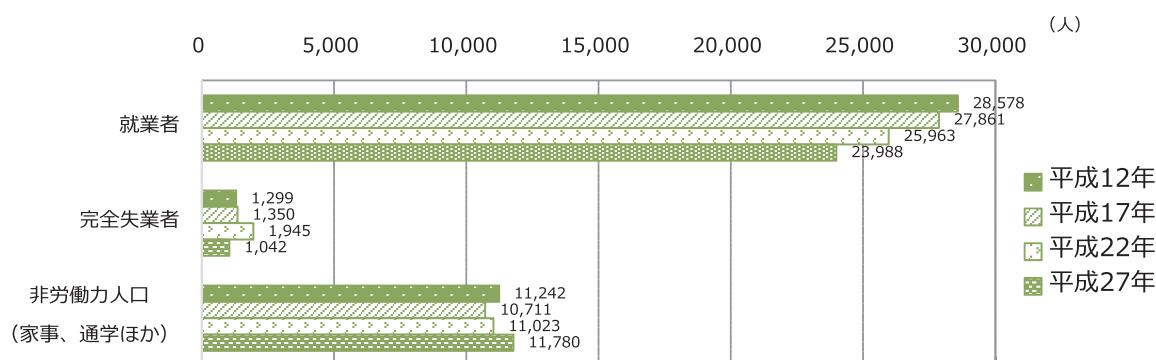
職業生活における男女平等を推進するための情報提供と支援を行い、個性と能力を発揮でき、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を図ります。

〈指標〉

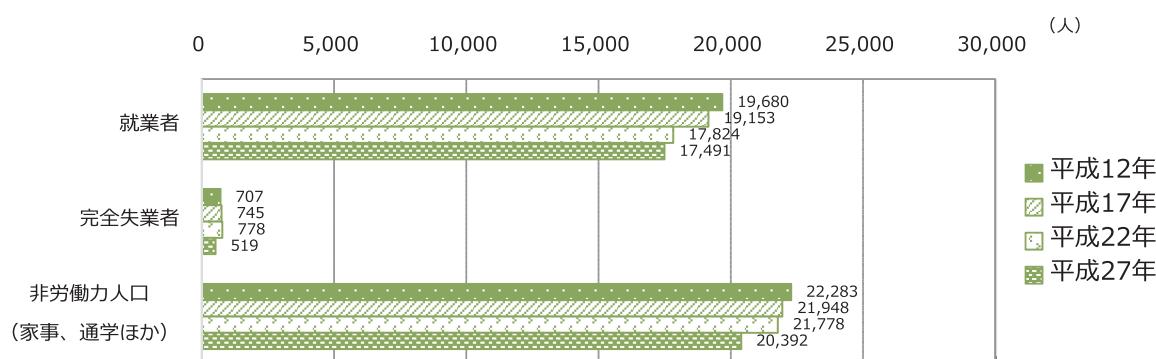
項目	平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値	根拠等
職場における男女が平等であると思う人の割合	22.3%	30.3%	40%	市民意識調査

*パワハラ（パワー・ハラスメント：権力や立場を利用した嫌がらせ）、セクハラ（セクシャル・ハラスメント：性的な言動や体を触るなど相手が不快だと感じる行動）、マタハラ（マタニティ・ハラスメント：職場において妊婦に対して行われる嫌がらせや雇い止めなどの強要）

柏崎市における 男性（15歳以上） の労働力状態（H27国勢調査実績値）



柏崎市における 女性（15歳以上） の労働力状態（H27国勢調査実績値）

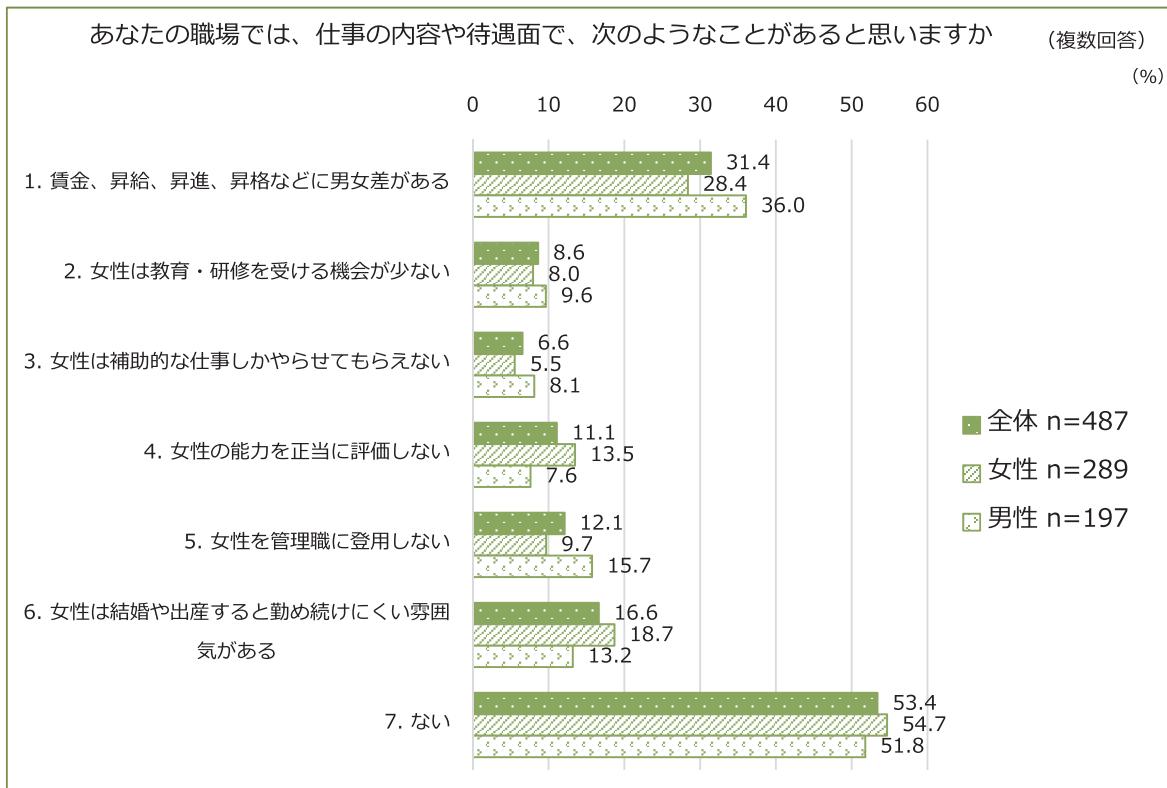


➤ 施策の方向

7 雇用や就労環境における男女平等の推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
14	事業主の理解と職場環境整備の促進	・経営者、管理職を対象としたセミナー等を開催します。 ・職場環境の改善に取り組む事業者へ、支援制度を周知します。	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室
15	経営能力の育成と創業への支援	・商工会議所や商工会等の関係機関との連携による創業や経営に関する相談会を実施します。 ・新規就農者や農業分野での法人化、6次産業化に取り組む方へ支援を行います。	商業観光課 農政課
16	キャリア形成の支援	・働く女性に対する、研修の開催や研修機会の提供を支援します。 ・市の管理・監督職に対して、キャリア形成のサポートに関する研修を実施します。	人事課 商業観光課 人権啓発・男女共同参画室

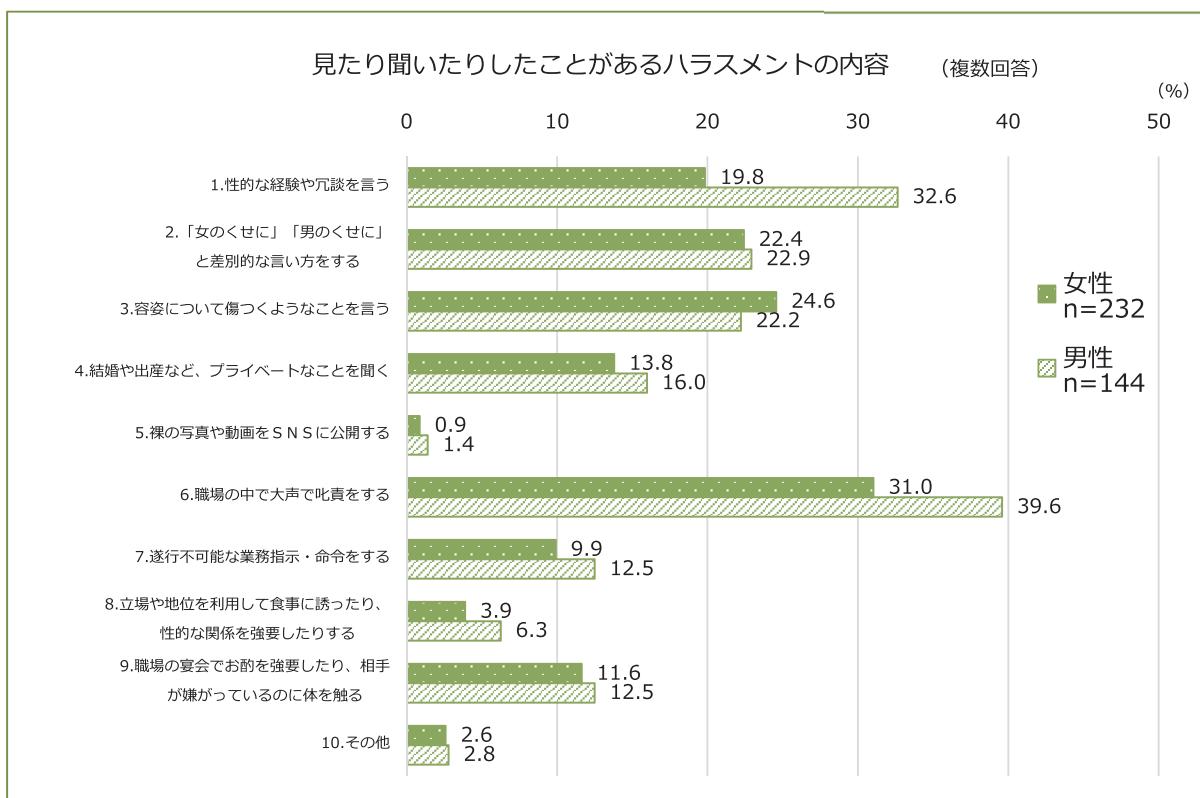
令和元年（2019年）柏崎市市民意識調査



8 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進

番号	主な事業	事業概要	所管課
17	ハラスメント防止研修の実施	・ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を実施します。	人事課
18	ハラスメント防止に向けた学習機会の提供	・市民及び事業所を対象に情報提供等を行い、ハラスメントの防止を図ります。	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室

令和元年（2019年）柏崎市市民意識調査



9 就職・再就職の支援

番号	主な事業	事業概要	所管課
19	自立した生活を送るための就職支援	・ワークサポート柏崎において、若者等を対象とした就労支援を実施します。 ・職業訓練の周知に努め、就職支援を促進します。	商業観光課

重点目標 5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

●現状と課題

市民意識調査では、仕事を優先したいと考える人と家庭生活・地域や個人の生活を優先したいと考える人が増加しています。

子どもがいる人といない人、子どもの年代によって考え方方が違っており、ライフステージに合った働き方が求められています。

仕事と生活の調和は、働く人にも企業にも双方に重要なことであり、お互いがメリットを感じられるよう推進していく必要があります。

家庭生活において家事・育児の負担割合が妻（母）に偏っています。市民意識調査では、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという性別による固定的な役割分担意識は解消されてきているものの、行動が伴っていないという回答が多くありました。

家庭での役割を男女（夫婦）が共に担う意識づくりが必要です。

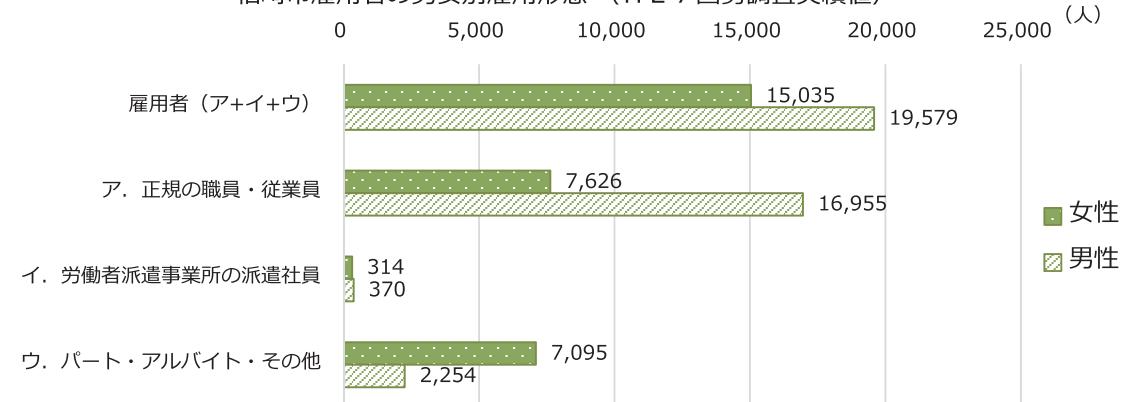
〈指標〉

項目	平成 26 年度 実績値	令和元年度 実績値	令和 7 年度 目標値	根拠等
ハッピー・パートナー企業への登録数	27 社	50 社	80 社	登録企業数
「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合	12%	18.2%	30%	市民意識調査
男性の育児休業取得割合	0.4%	7.9%	13%	事業所調査

※ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

県内に活動拠点を有し、事業活動を行う企業、法人、団体に対し、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境の整備や女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を新潟県が「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、取組を支援する制度です。

柏崎市雇用者の男女別雇用形態（H 27 国勢調査実績値）

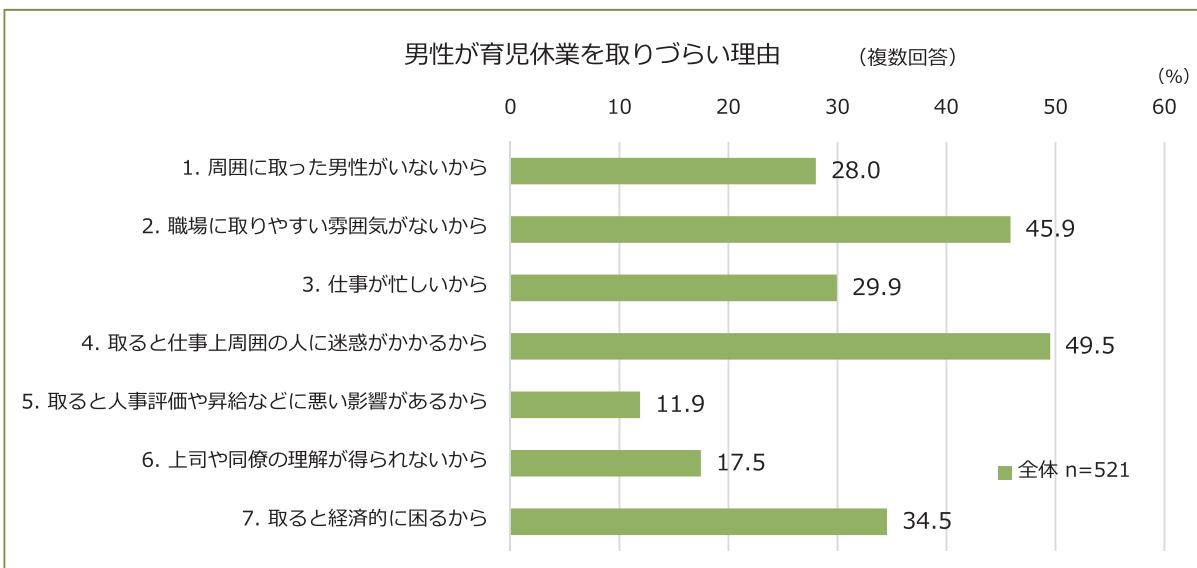
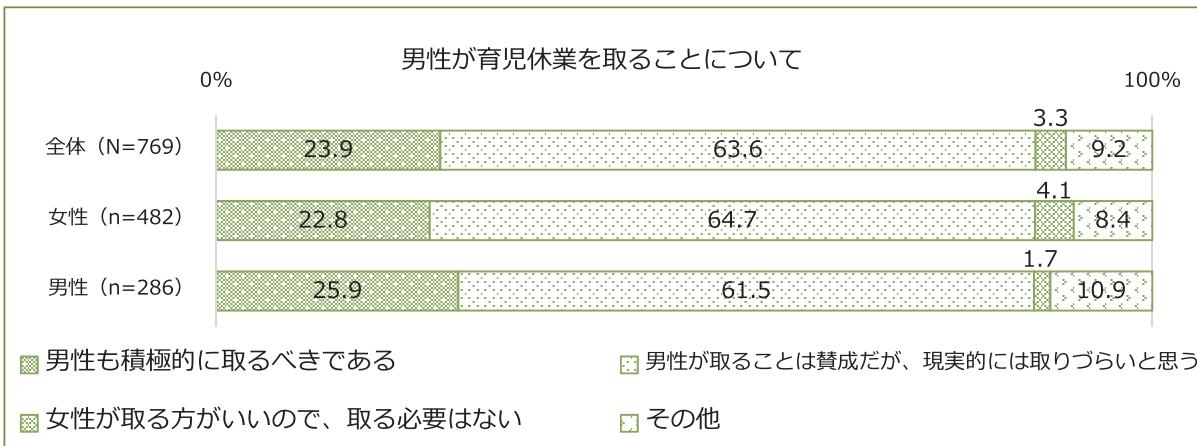


➤ 施策の方向

10 男性の育児・介護休業の取得の促進

番号	主な事業	事業概要	所管課
20	職場における仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所の支援	・国の両立支援助成金を利用し、積極的に両立支援に取り組む事業所への上乗せ支援を実施します。	商業観光課
21	市職員への休暇及び休業制度の周知・啓発	・育児・介護に関する休暇及び休業制度を周知します。 ・男性の取得促進のため、男性職員及び周囲の職員に対する研修等を実施します。	人事課
22	市民への制度周知・啓発	・育児・介護休業制度の普及に努めます。 ・育児・介護休業の取得促進を図ります。	人権啓発・男女共同参画室
23	ハッピー・パートナー企業の普及啓発	・ハッピー・パートナー企業の登録拡大と普及啓発します。	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室

令和元年（2019年）柏崎市市民意識調査



11 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築

番号	主な事業	事業概要	所管課
24	仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発と環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ等の活用やセミナーの開催による意識啓発を図ります。 ・働き方の見直しに向けて事業者へ普及啓発します。 ・仕事と家庭生活等を両立できる環境づくりに取り組む企業等を支援します。 	商業観光課 人権啓発・男女共同参画室

12 家庭生活における男女共同参画の意識づくり

番号	主な事業	事業概要	所管課
25	夫の家庭生活への参画拡大を図るための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦でバランスの取れた家事・育児分担ができるよう学習機会や情報を提供します。 ・ホームページ等で情報発信します。 	人権啓発・男女共同参画室

13 子育て・介護支援体制の整備・充実

番号	主な事業	事業概要	所管課
26	子育て支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター機能として、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を強化します。 ・ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援、育児ヘルパー事業等の子育て支援事業を実施します。 ・相談体制や情報提供を充実します。 	子育て支援課 保育課
27	多様な保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者のニーズに応じた早朝保育や延長・休日保育等を実施します。 ・病児保育を実施します。 	保育課
28	放課後児童対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の受け入れ体制の強化を図ります。 	子育て支援課
29	高齢者や介護者を支える体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター等の相談機能の強化を図ります。 	介護高齢課

